

安全対策の実施・協力について（依頼・再送）

2017年5月1日
株式会社マリカー

時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

各お取引先様には日頃、格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

既に弊社より各位に依頼させて頂いております安全対策実施の御協力に加えまして、独自の安全対策を御実施頂いており、事故率を低い水準で維持出来ておりますことを重ねて感謝申し上げます。

しかしながら、現状に満足することなく、より安全な事業の推進のため、重ねての安全対策の実施と御協力について再度ご連絡をいたします。

■既に当社が推奨・依頼している試乗車及びレンタル事業者向け安全対策

1. 有効な運転免許証の確認

貸出前に利用者の運転免許証の確認を行い（免許証の有効性確認マニュアルを参考）、確認した帳票類はレンタカー事業者に定められる基準と同等の期間保管することを推奨しております。

※2016年冬版よりブルネイ国・インドにおける国際免許証における、以下注意事項が追記

ブルネイ・ダルサラーム国発行の国際免許証（International Driving Permit）では、日本国内での利用はできません。ブルネイ・ダルサラーム国ではジュネーブ条約に基づく国際免許証が発行されており、その国際免許証には日本で運転できることが記載されております。しかし、ブルネイ・ダルサラーム国はジュネーブ条約締結時には存在しなかった国（ジュネーブ条約後の1984年にイギリスから独立）であるため、道路行政を管轄する警察においては、運転可能国のリストには含まれておらず無免許として取り扱われるとの回答です。また、在日ブルネイ・ダルサラーム国の大使館でも日本での運転は推奨しておらず警察の指導に従うようにとの回答です。

インド国発行の国際免許証（International Driving Permit）では、ジュネーブ条約に基づかない国際免許証を発行している州があります。ご注意ください。

2. 自動車保険の水準

自家用自動車有償貸渡業者（レンタカー事業者）に求められる保険水準ではなく、大きく引き上げた水準を推奨しております。また、利用者が外国人旅行客の場合には、帰国後も対応が可能になるように日本国内に代理人をおけるよう弁護士特約の付帯を推奨しております。

※過去に外交官ナンバーについて、当事者である外交官が帰国してしまうと例え裁判で争っても請求が難しい等の問題が顕著化したことがあり、外務省においては2005年頃から所有者が十分な任意保険に加入することを求めています。外国人旅行客による運転においても同様の懸念が考えられることから、当社は推奨する保険水準については大幅な水準の引き上げを行っております。

	レンタカー事業者 保険水準	当社推奨 保険水準
対人保険	1名あたり8000万円	無制限
対物保険	1件あたり200万円（免責有）	無制限（免責有）
搭乗者保険	1名あたり500万円	1名あたり3000万円
弁護士特約	無	有（外国人旅行客の場合）

3. ツーリングスタイルの推奨

利用者が日本の道路を走行した経験のないような方や、慣れない土地の運転をされる方の場合には、通常のレンタカーのように利用者を単独で走行させる形態ではなく、熟練した者が同行するツーリングスタイルの形態を推奨しております。熟練した者が適宜適切なアドバイスをすることで利

用者の安全に大きく寄与できるものと考えており、熟練した者の技術や運転者の技術等により必要と考えられる人数の熟練した者を同行させることを推奨いたします。

なお、今後も引き続き、更なる安全対策の実施に伴い追加のご協力要請をさせて頂く予定でございます。お手数をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い申し上げます。